

## 事前評価調書

I 事業概要																																																				
事業名	農業農村整備事業（老朽ため池等整備事業）																																																			
地区名	巢山池地区																																																			
事業箇所	新城市巢山																																																			
事業のあらまし	<p>巢山池地区は、豊川水系の山間農業地域にあり、古くからため池を利活用しながら地域営農を展開してきた。本堤の築造は大正時代であるため、施設の老朽化が進んでおり、堤体の洗掘、余裕高不足、堤体からの漏水も見られ、洪水時には決壊の恐れがある</p> <p>このため、堤体・取水兼用洪水吐工の改修・補強工事を行うことで農業資産・一般資産を守るとともに農業経営の安定を図る。</p>																																																			
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>ため池決壊による農地等 7.8ha の被害を未然に防止し、農業経営の安定を図る。</p>																																																			
事業費	事業費	内訳																																																		
	0.8 億円	■工事費 0.6 億円、■用補費 0.0 億円、■その他 0.2 億円																																																		
事業期間	採択予定年度	平成 28 年度	着工予定年度	平成 29 年度	完成予定年度	平成 31 年度																																														
事業内容	堤体工 1 式 取水兼用洪水吐工 1 式																																																			
II 評価																																																				
①事業の必要性	1) 必要性	<p>巢山池は、農業用ため池として重要な役割を果たしているが、堤体の洗掘、余裕高不足、堤体からの漏水、施設の老朽化などにより、洪水時には決壊の恐れがある。</p> <p>このため、堤体・取水兼用洪水吐を改修することにより、ため池の決壊を未然に防ぎ、農業経営の安定化を図る必要がある。</p>																																																		
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>堤体からの漏水量が著しく、また堤体の洗掘の進行や余裕高不足により、ため池決壊の危険性が高いことから、本事業により災害の未然防止を行うことが急務であるため。</p>																																																	
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td colspan="3">←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td colspan="4">←→</td> </tr> <tr> <td>・堤体工</td> <td></td> <td colspan="4">←→</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・取水施兼用洪水吐工</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="5">0.8</td> </tr> </tbody> </table>							H28	H29	H30	H31	H32	工種 区分	調査・設計	←→					用地補償		←→				工事		←→				・堤体工		←→					・取水施兼用洪水吐工	←→					事業費(億円)		0.8				
			H28	H29	H30	H31	H32																																													
工種 区分	調査・設計	←→																																																		
	用地補償		←→																																																	
	工事		←→																																																	
	・堤体工		←→																																																	
	・取水施兼用洪水吐工	←→																																																		
事業費(億円)		0.8																																																		
2) 地元の合意形成	本地区は、土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成が図られている。																																																			
判定	A	<p>A： 事業計画の実効性が期待できる。</p> <p>B： 事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】</p> <p>事業計画に無理がなく、地元の合意形成も図られており、実効性が期待できる。</p>																																																		

### Ⅲ 対応方針

事業実施が 妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。
-----------------	--

### Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後 年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

本事業は想定規模と同等の降雨がなければその効果を検証できないため、事業完了後5年以内に想定規模と同等の降雨が発生した場合にその効果を検証する。